

森林法施行規則の一部を改正する省令案に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正後の森林法施行規則により申請又は届出の際に添付する書類が増えることによって森林整備が滞る可能性があるため、手続を簡素化できないか。 ・ 改正後の森林法施行規則により申請又は届出の際に添付する書類が増えることによって都道府県又は市町村の事務処理量が增大するのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正後の森林法施行規則に規定する添付書類は、伐採造林届出制度の適正な運用のために必要な書類です。 これまでも林野庁の通知に基づき、市町村が伐採造林届を受理する際に添付を求めるよう指導してきた書類であり、伐採造林届出制度と保安林制度における運用の差異や、地方自治体による運用の差異が生じていたことから、森林法施行規則に規定し運用の統一を図ることとしたものです。 ○ 過度な負担とならないよう具体的な添付書類を通知で示すなど、適切な運用を図っていく考えです。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続登記や地籍調査が未了の地域において、共有林の伐採は事実上、届出が不可能となるのではないか。 ・ また、共有林の伐採が届け出られたとしても、共有者全員を確認するために都道府県又は市町村の事務負担は確実に増えると思うので、可能な限りの緩和の措置ないし、現場が混乱しないための啓発、最大限詳細な手引の提示をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正後の、森林法施行規則に規定する添付書類は、伐採造林届出制度の適正な運用のために必要な書類です。 これまでも林野庁の通知に基づき、市町村が伐採造林届を受理する際に添付を求めるよう指導してきた書類であり、共有林においても、所有の実態や伐採の内容に応じて、必要な権原を届出者が有することを証する書類を添付いただくことに変更はありません。 ○ 過度な負担とならないよう具体的な添付書類を通知で示すなど、適切な運用を図っていく考えです。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採届の提出なしに無断伐採がされていると仮定した場合、立木の権利者の同意を得て適正に届け出をしている林業者には、単なる事務負担の増加のみならず、森林整備を抑制させることになるのではないか。 ・ また、森林法第10条の8の規定の伐採届に関しては、市町村森林整備計画に適合することで、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることが目的と考えるが、境界や立木の権利のトラブルに関しては民事で争うことであり、伐採届において整理されるものではない。 ・ なお、無断伐採の未然防止であれば、森林法施行規則を改正するのではなく山林部の地籍調査の早期完了が最も効果的と考えるが、まずはその取組の強化を最優先に行うべき。 ・ 改正後の森林法施行規則が机上の空論とならないよう、パブリックコメントがされていることを林業者への周知を徹底するとともに、手続を行う地方自治体の意見を聴取すべき。 ・ このまま改正されるのであれば、届出を受理し、適合と判断した行政の責任も問われるものとなるよう見直すべ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣接する森林の土地の所有者と境界確認を行ったことを証する書類は、伐採を行う区域が適切か隣接所有者と明確にしたうえで伐採が行われることを確認するために添付を求めるものです。 ○ 当該書類については、適正に届出を行い伐採している林業者等へ配慮する観点から、「届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合」や「地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合」、「届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実にすると認められる場合」には添付を省略することができることとしています。 ○ 林野庁では、森林整備地域活動支援対策において地籍調査が実施されていない森林の境界（所有権界）の明確化を支援しており、森林境界の明確化の活動の成果については地籍調査担当部局へ共有し、森林地域における地籍調査等が円滑に実施されるよう国土交通省と連携して取り組んでいます。

	き。	○ 林業者や市町村が適切に対応できるよう、公布から施行まで半年程度の周知期間を設けることとしています。
4	<ul style="list-style-type: none"> 伐採する者が作業の支障となる他人の土地の立木を伐採する場合は、契約書のような形式書類が存在しないときがあり、単に立木の伐採を行う事実行為があるからと言って、「伐採する者は伐採の権限を有する」とは判断できないため、「支障木伐採後の造林を誰が行うか」によって森林を伐採する権原を有することを証する書類が変わってくると思われる。造林についても伐採する者が行う場合や森林所有者が行う場合等様々な場合が想定されるため、造林する者が伐採した者である場合と、造林する者が伐採した者とは別の者である場合のそれぞれで両者に同意書等の書面提出を求めるべきではないか。また、同意書を求めるとしてもそれぞれの場合でどのような内容を記載すべきかを示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伐採造林届出制度において、伐採を行う者と伐採後の造林を行う者が異なる場合には、これまでも連名で届出を行うこととされており、支障木の伐採を行う場合でも変わりはありません。伐採及び伐採後の造林を行う権原に応じて、それらを証する書類を添付いただくこととなります。 ○ 届出者及び自治体担当者にわかりやすく、また、過度な負担とならないよう具体的な添付書類を通知で示すなど、適切な運用を図っていく考えです。
5	<ul style="list-style-type: none"> 本省令案により、届出者が法人である場合には当該法人の登記事項証明書を添付することが必要になるが、添付書類の有効期限は設けず、年度を超えて数年間同じ書類を使用することは可能か。 	○ 「法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）」を含め、過度な負担とならないよう具体的な添付書類を通知で示すなど、適切な運用を図っていく考えです。
6	<ul style="list-style-type: none"> 恣意的な運用の危険があるため、改正後の森林法施行規則第9条第4項第3号の「確実」「認められる」を変更するべきではないか。 	○ 市町村における運用が適切に行われるよう、「届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合」の具体的な運用の考え方について通知で示し、適切な運用を図っていく考えです。
7	<ul style="list-style-type: none"> 改正後の施行規則第59条第1項第7号に規定する「都道府県知事が必要と認める書類」の中に近隣において木材を利活用もしくは購入する可能性がある事業者を調査した表を追加してほしい。 国産材利用を促進し、脱炭素社会を目指していく中で木材利用は欠かせない要素の一つである。林地開発も公益性の高いものであるため、実施される事業者においては、努力義務として近隣で木材を購入もしくは利用する事業者に対するヒアリングを実施するようにしてほしい。 製材工場・バイオマス発電所・木材市場等、各地域にある事業者への簡易なヒアリング等をおこなった報告をする書類の提出を追加してほしい。 	○ 都道府県知事が必要と認める書類につきましては、その具体的な取扱いについて今後検討してまいります。
8	<ul style="list-style-type: none"> 伐採届において、近年問題となっている誤伐・盗伐の抑制のためにも誤って伐採した場合は伐採したものに植栽の義務と伐採された者への保証・伐採業者の業務停止などの罰則を科してほしい。 	○ 森林法に森林窃盗に対する罰則が規定されていることに加え、故意又は過失によって他人の財産に損害を与えた者は民法の規定により損害賠償責任を負うこととなるため、森林法において新たな規定を設ける必要はないものと考えています。

		<p>○ 誤伐や盗伐の未然防止に向け、警察等と連携した伐採現場のパトロール、伐採造林届制度の運用見直し、衛星画像による伐採把握プログラムの活用等に取り組んできたところであり、引き続き、関係機関と連携しながら、対策を徹底していきます。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正後の森林法施行規則第 57 条第 2 項第 2 号において、「地盤が安定し、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがなく」とあるが、そういうところであれば植栽そのものが不要と考える。 ・ また、土砂流出や崩壊などの災害は気象によるものがほとんどで、植栽本数により災害発生が減少あるいは増加するという根拠はあるのか。 ・ 気象災害を緩和するのは成林してからの話であって、植栽時点で評価するのは難しいと思う。 ・ 自然的条件（野生動物の密度）と社会的条件（森林所有者の資力、林業経営意欲）とを総合的に判断すると、成林する可能性を少しでも高めるほう（現在の植栽本数）が適切ではないかと思う。 	<p>○ 保安林では、植栽によらなければ的確な更新の確保が困難と認められる場合に植栽を義務付けており、森林として維持される中で災害の防備をはじめとする森林の公益的機能が発揮されるものであることから、引き続き、これら機能を発揮させていくためには、植栽を行い森林として維持していくことが必要と考えます。</p> <p>この際、植栽本数を減らした場合には、将来的に土壌緊縛力の低下や、苗木の間隔が広がり林冠閉鎖までの期間が長くなることによる被圧リスクの高まりが懸念されます。これらの懸念に対処することが必要と考え、災害発生のおそれがないことや苗木の育成や保育作業等をはじめとする管理に不向きでないことを条件として付すこととしています。</p> <p>引き続き、保安林制度の適切な運用を通じ、森林の公益的機能が適切に発揮されるよう取り組んでまいります。</p>
10	<p>○その他林地開発制度に関するお問い合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の原因ともなりかねない開発を取り締まるためにも、太陽光発電の林地開発許可面積を 0.5ha に引き下げることが良いことだと思う。 ・ 森林の太陽光発電設置について、外資又は、外国企業、外国人の購入を禁止してほしい。 ・ 日本の森林の保水力と川への水供給、農業用水の自然のバランスは素晴らしいので、森林への太陽光発電の設置をやめてほしい。 ・ 野生動物、鳥類、昆虫、爬虫類、草花等々への重大な影響を考慮して、森林への太陽光発電の設置をやめてほしい。 ・ 山斜面や山谷やうねうねした地形への太陽光発電設備の設置は、山裾や谷川近くに住む住人にとって恐怖。災害が多い日本の森林への設置をやめてほしい。 ・ 森林の太陽光発電設置について、設置場所の土台のコンクリートの使用、防水シートによる山の水資源への懸念と川やダムへの枯渇、井戸水への影響を考えるべきであり、森林への太陽光発電の設置をやめてほしい。 ・ 森林の太陽光発電設置について、川沿いの太陽光発電設備の設置は洪水対策に危険に思う。住民の安全確保の為に 	<p>○ 御意見を踏まえ、引き続き、林地開発許可制度の適切な運用に取り組んでまいります。</p>

	<p>設置をしないでほしい。</p> <ul style="list-style-type: none">• 学校施設等の通学路と学校周辺へのメガソーラーの設置に反対。強風や台風等々での危険性を考慮してほしい。学生の環境保護をお願いしたい。• 津波避難経路確保について、海岸と住宅と高台で、海沿いの住宅集落の住民が高台避難する際に、メガソーラーや太陽光発電施設等により避難経路の遠回りなどないようにしてほしい。	
--	---	--